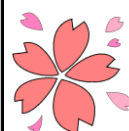




犯罪情報官 速報



あなたを狙う

詐欺ハガキにご注意！

訴状通知書（民事）

対象者記号 (B)1158号
本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに關しまして裁判所での受理がなされた事をお知らせする最終通告書と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て対応により財産の差押え執行を要求する。
2. 裁判における費用、損失は被告に加算請求を求める。
3. 本通知をもって最終通告とする。
4. 反論に関しては異議申し立て手続きを求める。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けましてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します)

ご連絡がない場合に關しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押え等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立最終期日】本通知到着後3日以内に
東京消費者センター トラブル相談係

東京都墨田区吾妻橋

相談窓口(午前10時00分～午後5時) 03-

(受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい)

被害者宅にこんなハガキ！

不安になった被害者が犯人に電話すると
「過去の買い物代金が支払われていない」
などと言われました。

その数日後・・・



被害者、その家族を依頼人とする
弁護士の契約書やリーフレットが！

これは、犯人が被害者に裁判になると信じ込ませる手段で、この後、弁護士費用、訴訟取り下げ費用など、さまざまな名目でお金を請求してきます。

このようなハガキや封書が届いたら
連絡せず、警察に相談しましょう。



代表弁護士

〒100-0001
弁護士会所属

《主な経歴》
1981年3月 早稲田大学法学部法学科 卒業
1984年11月 司法試験合格
1985年5月 日本弁護士会 入所
1991年4月 東京弁護士会 登録
1993年7月 弁護士会 登録

《事務所理念と強み》
一人一人の弁護士が専門分野に徹し、クライアントの依頼に対して様々な角度から解決方法を提案する。依頼者様との信頼関係を築きチーム一丸となり問題解決に臨む。訴訟を助けるという信念のもと民事訴訟を主に取り扱い、相続、借金問題、消費者トラブル、財産保全、交通事故など資産の適正な保護に強みを持ちます。また近年話題にあがりますDV問題や虐待に關して保護プログラム顧問契約をしております。あなたの生活を必ず守ります。



まずは相談を
◆離婚問題 ◆債務整理 ◆交通事故 ◆相続問題
人生の再出発を全力で サポートいたします！ 借金、消費者トラブル 事故発生から解決まで、 適切な対応を 依頼者の将来に わたった最善策を

〒100-0001 131-0045
東京消費者センター 東京都墨田区押上
法律事務所 ☎ 03-

平成28年～平成32年
「めざそう！
安全・安心・日本一」
ひろしまアクション・プラン

運動目標

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる
日本一安全・安心な広島県の実現

重点項目

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害
アンダー

5 ↓ 作戦

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・ロコミ等で広報していただきますようお願いいたします。